

お知らせ

12月1日から
除雪体制スタート

今年の除雪体制は、地区ごとに対策本部を設置し、地域特性に応じた除雪を行います。

除雪は、幹線市道やバス路線などが優先となりますので、除雪路線に指定されていない市道や生活道路、歩道、通学路、消火栓付近は地域のみなさんで除雪していただきますよう、ご協力をお願いします。

除雪作業にご協力ください

①路上駐車をしないで！

除雪車が通れないことがあります。

②スノーポールをさわらないで！

道幅や危険箇所の目印として赤く塗った竹や紅白のポールを道路脇に設置していますので、さわらないでください。

③溝ふたを開けたままにしないで！

側溝に排雪した後、溝ふたが開けたままになっていることがあります。事故の原因になりますので、きちんと閉めてください。

積雪10cmで除雪
みなさんご協力をお願いします



④道路上の鉄板撤去を！

段差を解消するため、道路に設置している鉄板は、除雪車が鉄板をはね上げる危険がありますので、道路上から撤去してください。

⑤玄関前は各家庭で除雪を！

除雪車が通った後、玄関前に雪が残ることがあります。玄関前の雪は各家庭で除雪をお願いします。

⑥木の枝の処置を！

雪が降ると雪の重みで、竹や木の枝が道路上に倒れる危険性があります。所有されている人は雪が降る前に処置をお願いします。

除雪に関するお問合せは、各地区の除雪対策本部へ。
長浜地区（☎6530）、浅井地区（☎743020）、びわ地区（☎725255）

市営駐車場の定期利用者募集

《長浜駅西2台、田村駅東4台》

利用期間：平成20年1月1日～3月31日

利用時間：24時間入出庫可能

月額料金：4,000円／月

受付期間：12月1日（土）～12月20日（木）

受付時間：午前9時00分～午後5時00分

利用資格：通勤又は通学でJRを利用されている方
申込方法：印鑑を持参のうえ長浜地域整備㈱（長浜駅西駐車場管理棟内）に直接お申し込みください

その他：申込多数の場合は抽選

申込は一人一台一駐車場のみ

お問合せは、市市民協働課（☎8711）、
長浜地域整備㈱（☎5585）へ。

年末のし尿収集はお早めに

《12月30日～1月6日は
し尿収集を休みます》

例年、年末は収集の申込みが集中しますので、早めに委託業者へお申し込みください。

《長浜地区》

○株式会社ライフフリー（☎1356）

○橋本クリーン産業株式会社（☎4095）

《浅井・びわ地区》

○虎姫衛生企業組合（☎8444）

お問合せは、市環境保全課（☎6513）、
湖北広域行政事務センター第1プラント（☎70181）へ。

お知らせ

市街化調整区域での個人住宅の建築規制が緩和されました

今までは

市街化調整区域の中でも市街化区域から1kmを超える地域では、自分の家を建てるときに、一定の要件を満たす必要がありました。

条例改正

これからは

市街化調整区域での定住者の増加に向けて、要件にかかわらず、開発許可等を受ければ誰でも建築できるようになりました。（平成19年11月30日から）

許可される建築物の用途

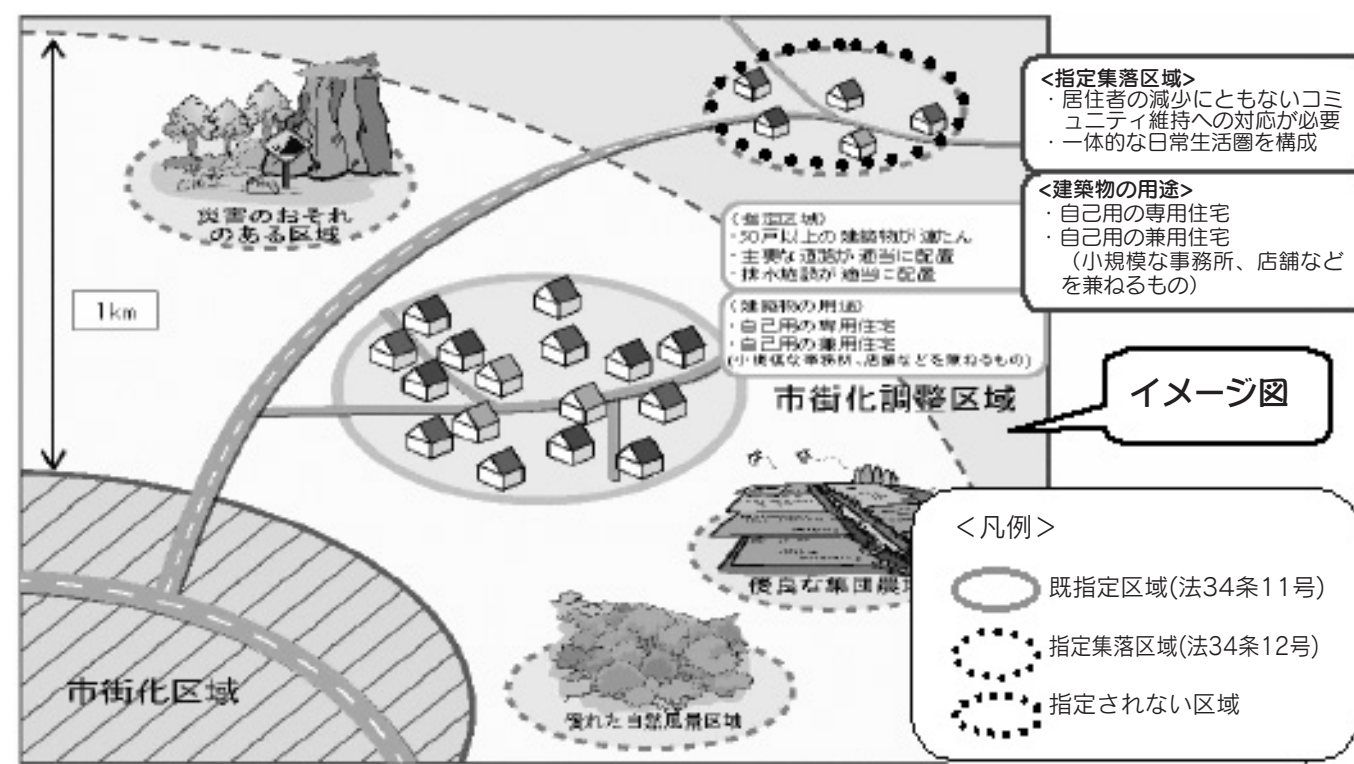
自分が住むための一戸建て専用住宅および兼用住宅（日用品の販売店・事務所等、ただし、兼用部分が50㎡以内で住宅の1/2未満）に限られ、敷地が500㎡以内のもの

指定された区域

- ①当該土地の区域における居住者の減少にともないコミュニティ維持への対応が必要であつて、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域
- ②当該土地の区域を指定集落区域とすることが、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない土地の区域

【指定集落区域】（規制緩和区域）

大東、下之郷東、下之郷中、下之郷西、石田坂下、八条、常喜、本庄、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条、安養寺、北富田、稲葉、小観音寺、下益田、早崎、上八木、下八木、八木浜
※指定集落区域図は、市都市計画課と各支所において閲覧できます。



※注意 建築を計画する際には、指定集落区域の確認ならびに都市計画法に基づく許可（開発許可・建築許可）や、他の法令の条件を満たす必要がありますので、事前に都市計画課までお問い合わせください。
お問合せは、市都市計画課開発指導グループ（☎6541）へ。